

呉市教育委員会会議録
(令和2年3月23日定例会)

呉市教育委員会

- 1 開催日時 令和2年3月23日(月) 10:00開会
11:52閉会
- 2 開催場所 752会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡
教育部参事 武林 信二
教育部副部長 坂口直美
教育部参事補 中島正雄
教育総務課長 安倍広志
学校施設課長 森川英司
学校教育課長 高橋伸治
学校安全課長 栩田隆志
文化振興課長 多田 博
教育総務課主幹 新谷剛弘
学校教育課主幹 安部ほずみ
教育総務課主査 上野美帆
- 5 傍聴者 0人
- 6 日 程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 報告第9号 新型コロナウイルス感染症に係る対応について
 - (4) 教議第9号 呉市教育委員会職名及び辞令式規則及び呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則の制定について
 - (5) 教議第10号 呉市教育委員会事務決裁規程及び呉市教育委員会就業規程の一部を改正する訓令の制定について
 - (6) 教議第11号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
 - (7) 教議第12号 呉市立呉高等学校時間講師任用規則の制定について
 - (8) 教議第13号 呉市外国語指導助手任用規則の制定について
 - (9) 教議第14号 呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
 - (10) 報告第7号 呉市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について

- (11) 報告第8号 寄附受納について
- (12) 教議第15号 呉市文化財保護委員の委嘱について
- (13) 教議第17号 教職員人事について
- (14) 教議第16号 職員人事について

(10:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、小谷委員・森尾委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上 野 主 査 (令和2年3月9日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第12から日程第14については、人事に係る案件のため、秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教 育 長 議題に入ります前に、御報告いたします。

3月19日に閉会いたしました3月呉市議会定例会におきまして、3月26日で任期が満了となります森尾委員の再任につきまして、議会の同意が得られましたことを御報告させていただきます。

また、教育長職務代理者につきましても、引き続き、森尾委員を指名いたします。

報告第9号 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第9号「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、報告第9号「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

始めに、1の一斉臨時休業を御覧ください。この度の一斉臨時休業につきましては、内閣総理大臣の要請や文部科学省の通知を踏まえ、児童生徒の健康・安全を第一に考え、保健所から助言を受けながら実施しているものです。

期間につきましては、小・中学校は、3月2日から春休み前日の3月25日としております。

高等学校は、春休みが小・中学校とは異なりますので、期間の最終日が3月20日となっております。

臨時休業期間中は、注意事項にありますように、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすこととしておりますが、必要に応じて、教職員が最小限の児童生徒と個別対応をすることは可能としております。

次に、2の卒業式、修了式を御覧ください。

呉市立の幼稚園，小・中・高等学校につきましては，(1)に記述しております日に卒園式，卒業式を行いました。

表の下に記述しておりますように，参加人数を抑え，時間を短縮し，感染予防を徹底した上で開催いたしました。

また，マスクにつきましても，不足等がないように，教育委員会から各学校へ総数8千枚を配付しております。

(2)の修了式については，実施しないこととしております。

続いて，資料2ページの3の臨時休業期間における行事等を御覧ください。

給食は，中止しております。高等学校等の入試につきましては，呉高校を含め，予定どおり実施されました。トラブルがあったとの報告は入っておりません。

臨時休業期間中，児童生徒に対しては，各学校がメール配信で課題を伝えたり，分散登校等をさせて，プリントを配付したりしております。

また，家庭訪問や電話連絡等も行い，児童生徒の様子を把握しております。

3月2日から臨時休業を実施したことで，未学習となった内容については，各学校で把握し，新年度のスタートの段階で補充をするよう計画しております。この計画については，全ての学校から報告を受けております。

最後に，4を御覧ください。臨時休業に伴い，日中，家で一人で過ごすことができない児童生徒については，感染防止に留意した上で，学校で過ごさせている状況です。

対象は，記述しておりますように，特別支援学級に在籍する児童生徒のうち，障害に対応した預かり先が見つからない場合と，通常の学級に在籍する児童生徒のうち，保護者が仕事を休めないなど，やむを得ない理由により，日中の間，居場所を確保できない場合です。

受入れ状況につきましては，3月2日からの週が小学校28校400名，3月9日からの週が小学校26校470名，3月16日からの週が小学校21校393名，延べ人数は1,263名です。

春休みの対応及び新年度の開始につきましては，国の専門家会議の判断を受けての国や県の方針，先週金曜日に広島県内で3例目の新型コロナウイルス感染者が確認されたことを受けての呉市保健所の意見を踏まえ，呉市教育委員会としての方針を決定し，速やかに学校に通知することとしております。

説明は以上です。

教 育 長 　ただ今，事務局から日程第3の報告第9号「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」説明がありましたが，これについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 　まず1点目ですが，4の受入れ状況については，何時から何時まで受け入れた結果でしょうか。

高 橋 課 長 　各学校で違いはありますが，およそ午前8時30分から午後3時頃までです。

船 尾 委 員 　午後3時以降，家に帰ることができない児童生徒たちは，放課後児童会に行くのですか。

高 橋 課 長 　放課後児童会については，3月2日より午前8時から開設しておりますので，通常，放課後児童会に通う子ども達は現在もそちらの方に通っております。それ以外でやむを得ない理由で，日中一人で過ごすことができない子どもを受け入れている状況です。

- 船尾委員　　ということは、これまで放課後児童会に通っていた子ども達は、これまでどおり朝から放課後児童会に通っており、それ以外で放課後児童会には通わず、学校に通学していた子ども達に対して、学校で受入れができていたということでしょうか。
- 高橋課長　　そのとおりです。
- 船尾委員　　2点目ですが、3に給食の中止とありますが、給食業者への補償や救済措置は何かあるのでしょうか。
- 森川課長　　国からの補償については、保護者が支払った給食費については救済措置があり、4分の3の費用が出るということです。呉市においては、保護者から給食費はいただいております。業者への救済措置に関してですが、まず、食材を納入していただいている業者につきましては、給食協会が所管しておりますが、そちらの方から具体的な救済措置は出ておりません。それから、デリバリー業者や民間委託をしている業者については、これから協議する予定です。
- 船尾委員　　そういった業者については、呉市として救済措置の見通しは今後もないということでしょうか。
- 森川課長　　給食は中止になりましたが、食材を既に納入していたわけではございませんので、教育委員会では補償というのは今のところありません。
- 教育長　　補償はないですが、4月に回せるものは回すなど工夫はしていくつもりです。
- 佐々木委員　　国が4分の3を補償するというのは、どこの部分についてですか。
- 森川課長　　給食費、いわゆる食材費というのは実費で負担をいただいておりますので、もしこれを学校に支払っていた場合に、その費用に関して補償するものです。また、それまでに支払っていた給食費があれば、申請してみて該当するものがあれば、国が補償するものになります。
- 佐々木委員　　卒業式について、感想を聞いてきたので報告します。
もっとしっかり送り出してあげたかったという教師の姿に、保護者も子ども感動し、短い時間にはなってしまったが、大変心のこもった卒業式になったという声を聞きました。
また、学校でそれぞれ工夫をされ、体育館から教室に移動して、6年間のスライドショーを流してくれたとか、例年は在校生が卒業生を送っていたところを、待ち時間で保護者を整列させてアーチを作り、その中を通り見送ったりしたそうです。ある小学校では、校長先生から卒業証書を貰いたかったと、子どもたちが校長先生の所に集まり、校長先生が涙ぐんだり、この時期だからこそ得られた絆があったのではないかという報告を受けました。
現場の先生たちに本当に良くがんばってくれたのだなという感想を持ちました。
質問ですが、離任式についてはどのようにされるのですか。
- 棚田課長　　離任式は、中止するようにしています。
- 小谷委員　　4の中に、やむを得ない理由とありますが、これは学校では緩やかに受け入れたのでしょうか。それとも、親が働いていないといけないなど、特別な理由がないといけないのでしょうか。
- 高橋課長　　柔軟に対応するようにと、学校に指示をしております。例えば、一人で過ごすことができないとありますが、共働きで兄弟2人きりである場合等も受け入れております。
- 小谷委員　　学校が急に休みになりましたが、特に混乱等はなかったのでしょうか。

高橋課長 休業決定が急なことであったため、3月2日の休校初日には少し混乱したこともありましたが、しかしその後は、受入れの人数もほぼ変わっていないこともあり、落ち着いた状況にあります。

教育長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第9号 呉市教育委員会職名及び辞令式規則及び呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則の制定について

教育長 次に、日程第4の教議9号「呉市教育委員会職名及び辞令式規則及び呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

安倍課長 それでは、教議第9号「呉市教育委員会職名及び辞令式規則及び呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

議案資料で説明しますので、資料8ページをお願いします。

始めに、1の改正の趣旨を御覧ください。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員等の採用等に関する必要な事項を定めるため、所要の規定の整備を行うものです。

次に、2の改正の内容を御覧ください。

(1)の呉市教育委員会職名及び辞令式規則については、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の採用等について、必要な文言を整理します。

(2)の呉市教育委員会職員宣誓規則については、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、所属課長が認めたときは、署名された宣誓書の提出をもって、所属課長の面前における宣誓書への署名とみなすことができることとします。

また、再度の任用をされた会計年度任用職員のサービスの宣誓については、最初の任用に際して行ったサービスの宣誓をもって、これを行ったものとみなすこととします。

最後に、3の施行期日については、令和2年4月1日です。

詳細の改正内容につきましては、3ページから7ページにかけて記載しております。改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

説明は以上です。

教育長 ただ今、事務局から日程第4の教議第9号「呉市教育委員会職名及び辞令式規則及び呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則の制定について」説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり可決します。

教議第10号 呉市教育委員会事務決裁規程及び呉市教育委員会就業規程の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 次に、日程第5の教議第10号「呉市教育委員会事務決裁規程及び呉市教育委員会就業規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 倍 課 長 それでは、教議第10号「呉市教育委員会事務決裁規程及び呉市教育委員会就業規程の一部を改正する訓令の制定について」御説明します。

議案資料で説明しますので、資料11ページをお願いします。

始めに、1の改正の趣旨を御覧ください。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の採用に関する決裁権者等について必要な事項を定めるため、所要の規定の整備を行うものです。

次に、2の改正の内容を御覧ください。(1)の呉市教育委員会事務決裁規程については、臨時的任用職員及び会計年度任用職員の採用事務並びに嘱託職員の委嘱について、教職員も含めて全て教育総務課長が専決することとします。

(2)の呉市教育委員会就業規程については、呉市役所就業規程の規定の例によるものについて、会計年度任用職員の特例等を加えます。

最後に、3の施行期日については、令和2年4月1日です。

詳細の改正内容につきましては、9ページから10ページにかけて記載しております。改正箇所は、下線及び太線で示しておりますので、御確認ください。

説明は以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の教議第10号「呉市教育委員会事務決裁規程及び呉市教育委員会就業規程の一部を改正する訓令の制定について」説明がありました。が、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり可決します。

教議第11号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第6の教議第11号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 主 幹 それでは、教議第11号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料16ページを御覧ください。議案資料を基に御説明いたします。

始めに、1の改正の趣旨を御覧ください。この度の改正につきましては、学校教育法施行規則の改正に伴い、学習指導要領の一部が改正され、令和2年4月1日から小学校において外国語が教科として実施されるため、所要の規定の整備を行うものです。

また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員を採用し、小学校、中学校及び高等学校に配属するため、所要の規定の整備を行うものです。

次に、2の改正の内容を御覧ください。

(1)の呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則については、小学校長が教育委員会に提出する教育課程に関する届のうち、様式第10号及び第11号の2について改正を行います。また、学校長が必要に応じて、職員及び会計年度任用職員に日直及び宿直の勤務を命ずることができることとします。

(2)の呉市立呉高等学校管理規則については、学校長が必要に応じて、職員及び会計年度任用職員に日直及び宿直の勤務を命ずることができることとします。

続いて、3を御覧ください。施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

説明は以上です。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第6の教議第11号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。

教議第12号 呉市立呉高等学校時間講師任用規則の制定について

教 育 長 　次に、日程第7の教議第12号「呉市立呉高等学校時間講師任用規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 　それでは、教議第12号「呉市立呉高等学校時間講師任用規則の制定について」御説明します。

議案資料を基に説明いたしますので、20ページを御覧ください。

始めに、1の規則の趣旨についてですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、呉高等学校の時間講師を会計年度任用職員として任用するために必要な事項を定めるものでございます。

次に、2の規則の内容を御覧ください。

(1)の規則の趣旨には、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定に基づき、呉高等学校に時間講師を任用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものであることを示しています。

(2)の任用については、時間講師は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める非常勤の会計年度任用職員とし、条件を満たす者のうちから、教育委員会が選考により採用するものとし、任用期間は、採用日の属する会計年度の末日の範囲内で委員会が定めることとしています。

(3)の勤務内容については、担当教科に関する指導業務及び担当教科指導に関連のある業務とします。

(4)の報酬等は、報酬や通勤手当の額及び通勤手当の支給対象者は、県立学校の講師（非常勤）の例によることとします。

(5)の報酬等の支給方法等について、報酬等の支給日は、翌月の15日とすること、通勤手当の届出及び決定については、呉市職員の通勤手当に関する規則第3条及び第4条の規定を準用することとします。

(6)の期末手当について、時間講師の期末手当の基準となる報酬の額は、基準日以前6箇月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額とし、期末手当の支給対象者は、県立学校の講師（非常勤）の例によることとします。

(7)の勤務実績について、校長は、別に定める様式により時間講師の勤務実績を整理し、5年間保存するものとします。

(8)の年次有給休暇については、週当たりの勤務日数に応じて1年度につき付与するものとし、その取扱いは、県立学校の講師（非常勤）の例によることとします。

(9)の公務災害等の補償については、労働者災害補償保険法に定めるところによることとします。

(10)の委任については、規則の施行に当たって必要となる事項は、教育長が別に定めることとします。

最後に、3の施行期日については、令和2年4月1日としています。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第7の教議第12号「呉市立呉高等学校時間講師任用規則の制定について」説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第13号 呉市外国語指導助手任用規則の制定について

教 育 長 　次に、日程第8の教議第13号「呉市外国語指導助手任用規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 主 幹 　それでは、教議第13号「呉市外国語指導助手任用規則の制定について」御説明します。

資料33ページを御覧ください。議案資料を基に御説明いたします。

内容の説明の前に、まず、規則の名称について御説明いたします。

これまで、外国語指導助手に係っては、呉市外国語指導助手設置要綱を定めておりました。この設置要綱という名称は、当要綱作成時、国の要綱等も設置という言葉が使われており、それに準じたものです。現在は、国の方も、任用という言葉になっておりますので、国に準じ、設置要綱ではなく任用規則とさせていただきます。

それでは、1の制定の趣旨を御覧ください。この度の改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、これまでに嘱託職員として任用していた外国語指導助手を会計年度任用職員として任用するために必要な事項を定めるものです。また、これまで呉市教育委員会が外国語指導助手を任用するために制定した呉市教育委員会外国語指導助手設置要綱は、本規則の施行に伴い廃止します。

次に、2の制定の内容を御覧ください。

(1)の要綱との変更点については、主に特別休暇と服務について新たに加えています。例えば、第13条に規定する特別休暇には、子の看護に関する休暇（第8号）及び母体保護のための休暇（第9号及び第10号）を加えます。また、育児休業（第14号）及び介護に関する休暇（第15号から第17号まで）を加えます。また、服務については、職務の宣誓（第19条）、政治的行為の制限（第24条）、争議行為等の禁止（第25条）、ハラスメントの禁止（第26条）、免職及び休職等（第30条）及び人事評価（第35条）に関する規定を加えます。

続いて、(2)の呉市の会計年度任用職員との相違点についてですが、外国語指導助手の月額報酬は、一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部の通知により定めるため、呉市の会計年度任用職員とは、主に次の2つの点で相違が生じています。

1点目は、期末手当の支給をしないことです。(2)のアにありますように、呉市の会計年度任用職員は、原則、任期の定めが6箇月以上あり週平均勤務時間28時間以上の月額職員を対象に期末手当を支給しますが、外国語指導助手には支給しないこととします。

2点目は、月額報酬単価の違いです。(2)のイにありますように、呉市の会計年度任用職員（事務補助、週29時間勤務）の月額報酬は初年度が約13万円で、毎年昇給を行い15年上限で約15万円ですが、外国語指導助手の月額報酬は、来日1年目が月額28万円、2年目は月額30万円、3年目は32万5千円、4年目及び5年目は33万円程度とします。

なお、施行期日につきましては、3にありますように、令和2年4月1日としております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第7の教議第12号「呉市立呉高等学校時間講師任用規則の制定について」説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 外国語指導助手には、期末手当を支給しないということですが、月額報酬の中に含まれているという理解でよろしいでしょうか。

安 部 主 幹 はい、そのとおりです。

船 尾 委 員 ALTの勤務実態を教えてください。

安 部 主 幹 およそ1日7時間、週35時間です。

船 尾 委 員 通常の教員とほぼ同じくらいの勤務時間という理解でよろしいですか。

安 部 主 幹 はい、そのとおりです。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろ

しいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第14号 呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第9の教議第14号「呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、教議第14号「呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」御説明します。

議案資料を基に説明いたしますので、37ページを御覧ください。

始めに、1の規則の趣旨についてですが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法第7条第1項の規定する文部科学大臣が定める指針に基づき、呉市立小学校、中学校、高等学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な規定を定めるものでございます。

次に、2の規則の内容を御覧ください。

(1)の規則の趣旨には、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、呉市立小学校、中学校、高等学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な事項を定めるものであることを示しています。

(2)の定義において、所定の勤務時間とは、給特法第6条第3項各号に掲げる日以外の日における正規の勤務時間をいうこととし、時間外在校等時間とは、給特法第7条に規定する指針における在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間をいうこととしています。

(3)の業務量の適切な管理については、教育委員会は、時間外在校等時間について、限度時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとします。この限度時間は、1月について45時間及び1年について360時間とします。

ただし、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に限度時間を超えて所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、ア～エに掲げる時間及び月数について、要件の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとします。

(4)の委任について、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとします。

最後に、3の施行期日については、令和2年4月1日としています。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第9の教議第14号「呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

報告第7号 呉市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について

教 育 長 次に、日程第10の報告第7号「呉市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、報告第7号「呉市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について」御説明します

資料の39ページを御覧ください。

始めに、1の趣旨につきましては、学校における働き方改革を推進するため、令和元年12月11日付けで公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部が改正され、その第7条第1項の規定により、文部科学大臣が定める教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が告示されました。

この指針の第4(1)において、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、指針を参考に、所管の学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等で定めることについて、教育委員会が講ずべき措置であると規定されています。

そこで、呉市においても、呉市立学校における働き方改革の取組の一環として、教育職員の在校等時間を管理し、長時間勤務を縮減するため、指針を参考に方針を策定したものです。

続いて、2の対象者につきましては、呉市立学校の教育職員です。具体的な職名を資料の1つ目の※に示しております。なお、2つ目の※にありますように、事務職員、学校栄養職員等については、いわゆる36協定における時間外労働の限度時間が適用されるため、本方針の対象外となります。

次に、3の対象時間につきましては、(1)の在校等時間は、アの校内に在校している時間と、イの校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間を合わせた時間から、ウの正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間とエの休憩時間を除いた時間とします。

(2)の上限時間の原則につきましては、在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間について、1年について360時間以下、又は1か月について45時間以下とします。

ただし、(3)の児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間に示すように、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、特例として、ア～エに示す時間の上限の範囲内とします。

次に、4の把握方法につきましては、在校等時間管理システムに基づいて把握することとしており、現在、各学校で試行しています。

続いて、5の留意事項についてです。(1)の事後検証として、特に、特例に該当した学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと、(2)の持ち帰り業務については、原則又は特例に規定する上限時間を守るために、持ち帰り業務が増加することのないようにするとともに、持ち帰り業務を縮減するよう、実態を把握し、取り組むこととしています。

また、(3)のその他につきましては、この方針のほか、呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定めること、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保するよう留意すること、教育委員会に長時間勤務に関する相談窓口を設置することとしています。

最後に、6の施行期日については、令和2年4月1日としています。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第10の報告第7号「呉市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について」説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

小 谷 委 員 在校等時間管理システムとはどういったシステムですか。

高 橋 課 長 職員が、始業時にPCのボタンを押してから、終業時にまたボタン押すことで、始業してから就業までの時間を正確に計ることのできるシステムです。

更に、通常の勤務時間を差し引いたときに、時間外勤務が何時間何分あるかを自動的に集約して表にすることのできるシステムで、この3月試行し、4月から運用していきます。

また、再任用で午前・午後のみ勤務の教員や、育児短時間勤務の教員といった勤務時間が通常とは違う職員にも対応しております。

佐々木委員 現場の混乱があってはならないと考えているのですが、適用の猶予期間等を設けることは考えていないのでしょうか。

高 橋 課 長 教職員の負担軽減、超過勤務の縮減に関しては、働き方改革の方針に基づき、現在、取り組んでいるところでございます。その時には、時間外勤務時間の目標時間を80時間以下と示しておりましたが、国が45時間以下ということで示し、県も条例で定めたということで、今の取組を継続しながら、45時間以下という目標を目指して、教育委員会、各学校ともに現在進行形で取り組んでいるところです。

佐々木委員 持ち帰り業務をなくすということは、不可能なのではないかと考えております。適用期間を設けて、具体的な対策を検討する時間が必要なのではないかと思います。4月1日からいきなり施行して現場が混乱するのではないかと懸念しておりますが、いかがお考えでしょうか。

高 橋 課 長 時間外勤務1月45時間以下を目標にしていくと言うことを、教育長から校長会においても伝えております。また、学校教育課としても各学校へ、それに向けての取組をお願いしております。どうやって負担を軽減しながら、業務縮減を実現するかを考えているところです。

準備期間があるのでということも理解しておりますが、今がまさにその準備期間だと考えて取り組んでおります。

教 育 長 持ち帰り業務は、原則禁止としています。現在でも、持ち帰り業務をする場合は、

何を持ち帰るのかなどを学校長に届け出ることとしており、できるだけなくすようにと考えております。

佐々木委員 わかりました。

船尾委員 昔と比べて業務の量が増え、また、家庭への対応等で忙しい中で、県が示すような目標まで本当に時間外勤務を減らすことができるのだろうかと考えているのですが、具体的に目に見えるような工夫はありますか。

高橋課長 具体例としては、留守番電話導入がございます。学校から、留守番電話に切り替えた時間を業務に当てられるとの声を聞いております。

また、研修等も平均で年間40～50時間減らしましたので、そういったことも業務の縮減になっていると考えております。更には、提出物も簡素化する努力もしております。

船尾委員 わかりました。引き続き、業務縮減に向けた工夫と改革をお願いいたします。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第8号 寄附受納について

教育長 次に、日程第11の報告第8号「寄附受納について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

森川課長 それでは、報告第8号「寄附受納について」御説明いたします。

資料の43ページを御覧ください。

この度、国際ソロプチミストアメリカ日本西リジョンより援助事業の一環として、200万円相当の物品の寄附申込みがあり、これを受納することとしました。

これは、平成30年7月の豪雨災害で被害のあった安浦小学校への申し出に対して、学校が希望した図書861冊及び書架1式の寄附を受けることとしたものです。

贈呈式は3月18日、教育長室にて行われました。

説明は以上です。

教育長 ただ今、事務局から日程第11の報告第8号「寄附受納について」説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船尾委員 被害が大きかったこともあり、これまでに安浦にかなりの寄附をしていただいておりますが、他の学校が不足しているとか、バランスについてはどうなのでしょう。

森川課長 相手方が納付先を指定して納めていただくものになりますので、教育委員会からは納付先を指定できるものではありません。

船尾委員 安浦小学校以外でも、不足しているところがありますか。

森川課長 標準冊数が学級当たり定められていますが、これを割っている学校はほとんどありません。

武林参事 昨年の災害によって直接的に図書に被害があったのは、安浦小学校のみです。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより秘密会の議題に入ります。

(10:58)

教 育 長 それでは、ここでいったん定例会を中断させていただいて、先に「トピックス」の説明をお願いします。

(各課からトピックス等について説明)

教 育 長 それでは議題に戻りますので、説明員の交代をお願いします。

(11:23)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(11:52)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 小 谷 眞喜子)

(委 員 森 尾 敬 介)

(令和2年3月23日定例会)